

# 西脇市教育委員会会議録

令和2年3月定例会

令和2年3月30日

西脇市教育委員会

西脇市教育委員会会議録  
令和2年3月定例会

\* 定例会招集方法  
文 書

\* 定例会開催年月日  
令和2年3月30日

\* 開催場所  
西脇市生涯学習まちづくりセンター

\* 開会及び閉会時刻  
開会 午後3時  
閉会 午後5時

\* 議事日程  
別紙議事日程のとおり

\* 本日の会議に付した事件

日程第1 一 会議録署名委員の指名について  
日程第2 一 前回会議録の承認について  
日程第3 一 会期の決定について  
日程第4 一 教育長報告

日程第5 議案第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛  
金の徴収に関する規則の制定について

日程第6 議案第4号 西脇市教育委員会規則の一部を改正する規則の  
制定について

日程第7 議案第5号 西脇市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正  
する訓令の制定について

日程第8 議案第6号 西脇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓  
令の制定について

日程第9 議案第7号 西脇市立学校障害児教育介助員の配置に関する  
規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第10 議案第8号 西脇市立しばさくら幼稚園園則の一部を改正す

- 日程第11 報承第5号 る規則の制定について  
教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事  
異動について
- 日程第12 報承第6号 令和元年度末教職員人事について
- 日程第13 報告第7号 西脇市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について
- 日程第14 報告第8号 西脇市立学校職員の勤務時間の上限に関する指  
針の制定について
- 日程第15 報告第9号 西脇市特定教育・保育施設等副食費助成事業実  
施規程の制定について

\* 出席委員  
 教 育 長 笹 倉 邦 好  
 委 員 藤 原 久 和  
 委 員 岩 本 理 香  
 委 員 内 橋 和 彦  
 委 員 柴 垣 美 紀

\* 欠席委員及び欠員  
 な し

\* 議場に出席したものの職氏名  
 教 育 部 長 森 脇 達 也  
 教 育 委 員 会 参 事 森 遠 藤 一 博  
 教 育 総 務 課 長 鈴 木 成 幸  
 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 山 下 由 美  
 学 校 教 育 課 長 永 井 寿 幸  
 学 校 教 育 課 主 幹 兼 教 育 研 究 室 長 衣 川 正 昭  
 幼 保 連 携 課 長 大 隅 誠 一  
 人 権 教 育 課 長 柳 川 瀬 輝 彦  
 生 涯 学 習 課 長 藤 井 隆 弘  
 ス ポ ー ツ 振 興 室 長 西 村 寿 之  
 図 書 館 長 楠 本 昌 信  
 \* 会 議 録 作 成 者 の 職 氏 名  
 教 育 部 長 森 脇 達 也

令和2年3月西脇市教育委員会定例会

議 事 日 程

3月30日 午後3時開会 西脇市生涯学習まちづくりセンター

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名委員の指名について
第2		前回会議録の承認について
第3		会期の決定について
第4		教育長報告
第5	議案第3号	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
第6	議案第4号	西脇市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について
第7	議案第5号	西脇市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
第8	議案第6号	西脇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
第9	議案第7号	西脇市立学校障害児教育介助員の配置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
第10	議案第8号	西脇市立しばさくら幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
第11	報承第5号	教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について
第12	報承第6号	令和元年度末教職員人事について
第13	報告第7号	西脇市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第14	報告第8号	西脇市立学校職員の勤務時間の上限に関する指針の制定について
第15	報告第9号	西脇市特定教育・保育施設等副食費助成事業実施規程の制定について

西脇市教育長 笹 倉 邦 好

◎教育長

—————〔教育長あいさつ…記述省略〕—————

◎教育長

まず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。会議録署名委員につきましては、私から指名させていただきます。藤原委員と柴垣委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎教育長

次に、日程第2、「前回会議録の承認について」を議題といたします。全員のご承認をいただいでよろしいでしょうか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認め、全員の承認といたします。

◎教育長

次に、日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。3月30日、午後3時から、本日1日と決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

◎教育長

次に、日程第4、「教育長報告」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何かご質問ございませんか。

○委員

学校が約3週間の臨時休業に入りましたが、休業期間中の子どもたちの様子はどうでしょうか。

○事務局

生徒指導の担当者を通じまして、各学校では教職員の見守り活動を長期休業中と同様に行っております。その中では、あまり子どもたちは外で見かけることはないということですが、中には、公園等で遊んでいる子どもに出会ったときには、出来るだけ密接にならないように、また、安全に帰宅するよう指導をしております。休業前にゲームやスマホの依存にならないようにという注意喚起もしたところですが、ネットパトロ

ールを3月6日と18日に行いまして、パトロールの監視員からの情報を校長会でも共有し、子どもたちの見守りを続けているところでございます。

○委員

それに関連して気になるのが、3月の初めから休業になり、残された授業は家庭学習に委ねられた訳なのですが、その辺の指導はどうなっているのでしょうか。

○事務局

健康調査等を学校を通じて行っており、今のところ感染者はありませんので、現段階では臨時休業の効果はあったと思いますが、全ての学校を対象に、授業についてクラスごとに教科書の何ページが残っているかの調査を行いました。特に小学校6年生と中学校3年生が一番問題になりますので、それらについて中学校と高等学校の連絡会と、小学校と中学校の連絡会で、小学校でしたら小学校の教職員が教科書を持って中学校にこのクラスでこの単元が出来ていません、と春休み中に伝えることにしており、補充や授業の計画を立て、調整をすることになっております。年間の計画自体も見直し、それで万が一授業実数が足りなければ、他の行事を精選するという必要になってきますが、今のところ、大まかには12月ぐらいまでには未実習の部分をカバーして、市内の統一テストはしたいという計画でおります。

○委員

テストの話しになりましたが、全国学力テストは延期されるようなことを聞いていますが、今のお話では、市内統一テストは予定どおり行うということでしょうか。

○事務局

市内統一テストは期限のない延期ですので、全国学力テストに合わせるのではなく、未実習をクリアしたうえで冬に実施をしたいということで学校と調整したいと思っております。

○委員

わかりました。

○委員

オリンピックの開催が延期されますが、ホストタウンはどうなるのでしょうか。

○事務局

オリンピック開催の延期が決まりましたが、実際のところはオーストラリア卓球チームとの接触もありませんので不透明な部分がありますが、

西脇市としては1年後であってもオーストラリア卓球チームをお迎えする準備をするというスタンスです。今後、国で決められることもあるかもしれませんが、柔軟に対応する必要があると思っております。

○委員

せっかくの盛り上がり、延期により水を差された感じなのですが、せっかくホストタウンに指定されたので、来年も西脇市がホストタウンとして再燃できるように取り組んでいただきたいと思います。

○事務局

西脇市としましても、盛り上がっていたものが一旦低下することを懸念しています。来年の7月という案が出ておりますが、それに向けてもう一度市民の機運を上げていくようなイベントを開催し、やり直していかうかと思っております。オーストラリアの卓球協会のほうとも連絡を取りながら、ぜひ1年後にも来ていただけるようなかたちをとっていくようにしたいと思います。

○委員

全てのものが延期になっているということで、西脇市では修学旅行が秋に延期されたという記事を見ましたが、自然学校やトライやるなどの実施について、延期等はもう決まっているのでしょうか。

○事務局

トライやるにつきましては、県教育委員会が実施するにしても中止するにしても全県一斉にすると聞いており、まだもう少し決定に時間がかかるようで、各市町においては実施される場合の準備は進めております。自然学校につきましては、利用している淡路の国立の施設が今のところは閉館しているのですが、施設をいつ開館するかどうかは文部科学省が決定しますので、開館しなかった場合のために、各学校が嬉野台生涯教育センターや他の施設の利用の検討を始めているところです。

○委員

高校入試について、全員休まず受けることが出来たのでしょうか。

○事務局

新型コロナウイルスの影響も含めて受験希望者全員が受験できています。本日締切で各中学校の進路状況の報告を受けており、それ以外の就職者につきましては、西脇中学校で1名、西脇東中学校はなし、西脇南中学校で1名、黒田庄中学校で1名です。

◎教育長

ほかにご質問がないようですので、教育長報告を終わります。

◎教育長



次に、日程第5、議案第3号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第3号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第6、議案第4号「西脇市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

○委員

会計年度任用職員の中に臨時的任用職員が含まれているのではないのでしょうか。

○事務局

会計年度任用職員につきましては、制度的にはフルタイムとパートタイムがありまして、事務補助でありますとか家庭児童相談員のような専門員のような方を指します。臨時的任用職員につきましては、例えば、学校で教職員が産休等を取得している期間中、教員免許を持っておられる方を任用する場合等で、補助ではなくて臨時的に任用するという違いがございます。

◎教育長

ほかに質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第4号「西脇市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第7、議案第5号「西脇市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第5号「西脇市教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第8、議案第6号「西脇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

1月について45時間、1年について540時間、平均して360時間を超えないようにということですが、実際には、修学旅行等いろんな行事がたくさんありますのでそれも含めて働き過ぎにならないようにということです。ちなみに、小学校、中学校の平均勤務時間はわかりますか。

○事務局

月によって随分違います。一番多いのは4月と5月です。詳細の数字は今持ち合わせておりませんが、調査は年に2、3度行っております。

○委員

部活動を含んだ時間なのでしょうか。土日の部活動を合わせると、平

日の時間外勤務が取れない状況になると思いますが。

○事務局

部活動の時間を含んでおります。実態に応じた基準です。

○委員

実態に応じた基準ということですが、このような実態だからこの時間でやりなさいという国からの指示でしょうか。それとも、実態を踏まえて1日45時間、1年360時間に抑えられるということでこの時間になったのでしょうか。

○事務局

全国的に超過勤務の中に部活動や保護者対応の時間を調査に入れていない市町もあったということですが、西脇市はそのような時間を調査の数字に入れていました。国からこの基準で勤務時間を管理しなさいということです。

○事務局

勤務の長時間化を抑えていくという取組については、以前から国も勤務時間に関する調査をしております。前回実施されたのは平成18年で、管理職等の種別に分けた調査をしております。そして10年後の平成28年に同じ調査が実施されましたが、その間、勤務の適正化を進めてきたにも関わらず勤務時間が小中学校ともに年間11時間、月平均すると1ヶ月30分程度伸びたという結果があり、取組が十分ではなかったという反省点があります。国が勤務時間の上限に関するガイドラインを示し指導してきたわけですが、このガイドラインレベルの拘束力では実態として改善がみられないという反省点から、この改正によって法的根拠となる指針というものに格上げをし、より強制力のあるものしていくというものであり、市教育委員会規則にこういった規定を盛り込みなさいという指示が出ております。そしてもうひとつは、国、県が策定する上限方針を受けて、各市町も策定し、指導しなさいということになりました。そして、もし十分な成果を挙げられない場合は、業務削減の改善措置を学校や教育委員会の中で進めていくということがより求められる状況になるということでもあります。例えば、いじめ事案が起り長期にわたり毎晩対応をしないといけない等例外はありますが、具体策を示しながら適格に進めていく必要があります。市内の小学校の実態については、時期によって違いはあるのですが、概ね年間を通じてひと月の勤務時間が40時間から50時間当たりまで縮減してきている学校も多くなってきています。中学校の場合は、部活動の関係があり、部活動が終了する時間が夕方6時半になるという状況がありますので、昨年策定しました部活動のガイド

ラインによりまして、練習時間は2時間程度等定められた勤務時間が超過した場合は、ノー部活デーとして設定するなどという工夫も定着しているところではあります。

#### ○委員

1ヶ月45時間ということで、先程お話があったように、修学旅行や部活動を含めて100時間未満ということですが、国が定める過労死ラインが80時間だと思えます。極力100時間となっていますが、これが80時間にはならなかったのですね。

#### ○事務局

この100時間というのは、例えば、災害が発生し、学校を避難所として開設した緊急時の場合、また、いじめや学級崩壊等が生じた場合、今回の新型コロナウイルスの関係等特別な対応も考慮した時間でありまして、全国的にはいろいろな地域がありますので、それも考慮したもので多少の幅を持たせたものと考えております。

#### ○事務局

超過時間はやはり中学校のほうが多く、具体的には小学校では4月と11月が一番多くなっています。11月は音楽会等行事の影響かと思えます。中学校では6月が多くなっており、平均64時間となっています。これは、最後の総体の前ということで部活動の影響が大きいと考えますが、例年の取組の中で数字は低くなってきております。

#### ◎教育長

単純に数字だけみると、市内でも100時間超えているものが数人います。80時間というのは1週間で20時間、1日4時間の超過勤務となります。確かに部活動が終わってから夜遅くまで働いている教職員がいるのが、それを軽減することが大事です。

#### ○委員

この時間管理は誰がされているのでしょうか。そして、勤務時間は自己申告なのでしょうか。公に証明されるタイムカードで管理されているのでしょうか。

#### ○事務局

全ての教職員について、毎日、勤務開始時間と就業時間を記録簿に記載することになっています。そして管理職の校長、教頭が確認をし、必要であれば指導を入れています。県教育委員会も学校訪問等で指導、管理をしています。

#### ○委員

手書きですか。それともパソコンで管理されているのでしょうか。

#### ○事務局

個々で手入力も出来ますが、パソコンを開くとその時間が入力されるという仕組みですので、県教育委員会からも実態が反映出来る数字だと言ってもらっています。

#### ○委員

一般企業では、タイムカードを押してから、近くの喫茶店で仕事をするというところがあると聞いたことがあります。先生もパソコンの持ち出しは禁止されていますので、そのようなことはないと思いますが、この取組を進めることによって逆に重荷になって、時間を反映されないように仕事をするにもなりかねないと思います。校長や教頭の管理職が残業時間について何をしているのかと指導をして、削ることが出来る業務があれば、それを共有化して教職員全員で考えるなど、数字ばかりが先行してしまうと、それに合わず先生が増えると先生も大変ですし、子どもにも影響すると思います。また、部活動についてですが、小野高校は部活動の時間を2時間と決められているとお聞きしたことがあります。例えば週3回と決めてその時間できっちり練習をするなど、時間を短縮して濃厚な練習をするというやり方も出来ると思うので、保護者の方にも勤務の適正化を周知し、地域も一緒になって改革する必要があると思います。

#### ○事務局

おっしゃっていただいたとおりで、本市の場合も専門職や校務支援ソフトの導入等で事務処理に要する時間を短縮出来るようになってきています。それから部活動のこともお話でありましたが、ガイドラインを策定したり外部指導員さんに入っていたり、いろんな工夫が生じています。電話についても、留守番電話機能やそれに準ずるようなシステムの導入を始め、保護者の協力体制も出来つつあります。そのような地域との協力関係ももう一度見直しながら理解をしていただくという啓発や周知も大事でありますし、先生がいい状態で勤務するということは教育成果とも関係してきますので、来年も積極的に周知、協力依頼をしていきたいと考えております。

#### ○事務局

行政においても、働き方改革で仕事量を減らすにはその仕事のやり方で果たしていいのかどうか、ということを検討することが必要であると思います。教職員についても同じようなことが言えると思いますので、今委員が言われたような、学校ともそういった話し合いをしながら、時間外の電話について保護者をお願いする等、有効な手段がなかなか見つ

からないというのが現状ですが、今から少しずつでも教職員が働きやすい環境になるように努めていきたいと思っております。

◎教育長

一般企業でも過労死など様々な課題が出てきている中で、教育委員会としましても、具体的な数字を出して改革を進めていくということであります。

◎教育長

ほかに質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第6号「西脇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第9、議案第7号「西脇市立学校障害児教育介助員の配置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第7号「西脇市立学校障害児教育介助員の配置に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

————— [「異議なし」の声あり] —————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第10、議案第8号「西脇市立しばさくら幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

————— [提案説明…記述省略] —————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。議案第8号「西脇市立しばさくら幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎教育長

次に、日程第11、報承第5号「教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

◎教育長

質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報承第5号「教育委員会事務局職員、教育機関の職員の人事異動について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって報承第5号は原案のとおり承認されました。

◎教育長

次に、日程第12、報承第6号「令和元年度末教職員人事について」を議題といたします。担当課から提案説明をお願いいたします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

◎教育長

提案説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございませんか。

○委員

次年度当該校で任用のない臨時講師の欄で在宅となっているのは、どういことでしょうか。

○事務局

講師の方々については、再任用の方は既に希望を出されていますので全て配置は出来ており、臨時講師の方についても一人ひとりの希望はと

っております。そして、任用を希望される方については配置するのですが、特に希望のない方については、4月の配置はないということになっています。しかし、年度途中でご無理を言ってお願いすることはあります。

◎教育長

ほかに質疑、ご意見がないようですので、これより採決に入ります。報承第6号「令和元年度末教職員人事について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—————〔「異議なし」の声あり〕—————

◎教育長

ご異議なしと認めます。よって報承第6号は原案のとおり承認されました。

◎教育長

次に、日程第13、報告第7号「西脇市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。担当課から報告をお願いいたします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何かご質問ございませんか。

◎教育長

ご質問がないようですので、「西脇市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を終わります。

◎教育長

次に、日程第14、報告第8号「西脇市立学校職員の勤務時間の上限に関する指針の制定について」を議題といたします。担当課から報告をお願いいたします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何かご質問ございませんか。

◎教育長

指針中の6(1)ウ(ア)の「GPH50」の説明をお願いします。

○事務局

県が全県的に取り組んでいることで、具体的な事例を県で示している事例集で、それを具体的に参考にしながら各市町が全体的に取り組んでいこうというものです。

◎教育長



西脇市は該当する学校はありますか。

○事務局

確認いたします。

○委員

本当に取り組まれるのでしたら4月のPTAの総会や学級通信などで校長先生の思いということで、4月に入ってこのように教職員の働き方改革の取組をしていこうと思っているので保護者の方にもご協力とご理解をいただきたい、という内容の文書を出し、半年経った2学期頃に、皆様のご協力があって勤務時間がこれだけ削減されたとか、逆に多くなった原因はこれなのでこうやっています、など年に数回や学期ごとでもよいので、保護者に対しても意識づけと先生自身の意識改革となるような斬新な取組を試みられたらどうかと思います。部活動についても、友だち同士や後輩の関わり方、先生の指導でどう成長するか、というのがすごく大事だと思います。スポーツクラブは強くなって有名になるのが第一の目標であとはチームプレイなのですが、部活動は保護者にも協力していただかないと環境は変えることが出来ないと思うのです。先生がいくら頑張っても限界があると思うので、保護者にご協力いただくよううなうようなやり方もあっていいのではないかと思います。

○事務局

やはり学校長の姿勢を地域の方にご理解いただくための文書の発行が必要であると思います。比延小学校に「比延小ナビ」というナビゲーターがあるのですが、年度初めに保護者の方に教職員の勤務時間や問い合わせの仕方など、ナビのページの中に30項目ほど盛り込んで作ろうとしています。教職員の勤務時間に関しての取組を学校通信等で周知することは可能だと思いますので、校長会などで一度検討し、年度初めにそういう姿勢を出していくことをお願いしていこうと思います。

○委員

西脇小学校では、週1回は早く帰るという文書は何年か前にいただきました。でもそれ以来一切いただいていないので、子どもに何かあれば学校に電話し、なぜ繋がらないのだろうという保護者もおられるので、それは周知がちゃんと出来てないからだだと思います。1回出したらそれで終わりではなく、年に何回かとか学期ごとに出すということも必要だと思います。中学校の部活についても、西脇中学校では2年ほど前に、ノー部活デーを入れ、土日どちらかは休み、もし土日両方出たら木曜日はノー部活デーを設けます、という文書を出されていましたが、それもそれ以来いただいていないので、新しい学年の保護者からは、なぜ部活

動をしないのか、という不満も出てくると思います。強くなりたいたいのであればクラブチームに入ったらとそれもひとつなのですが、部活動であっても大会があったら優勝したいというのがあるので、それは周知していただかないと保護者は物足りないし、わからないことがたくさんあると思います。

○事務局

事例集に西脇小学校の支援システムの事が載っておりました。申し訳ございませんでした。学校閉庁についてですが、単に3日休むということではなくて、そういうことを考えていただくひとつのチャンスとして取り組んでいます。また、全ての県立学校は6時以降は留守番電話を導入されていますし、他の市町においてもそういう取組をしているところはありますので、それも含めた具体的な取組が必要だと思っております。

◎教育長

1回だけではなく何回も周知することが必要だということがわかりました。PTAの総会等で校長から説明をしてチェックをしながら進めていくということをししないと結果が出ません。校長会でも話し合ってください。

◎教育長

ほかにご質問がないようですので、「西脇市立学校職員の勤務時間の上限に関する指針の制定について」を終わります。

◎教育長

次に、日程第15、報告第9号「西脇市特定教育・保育施設等副食費助成事業実施規程の制定について」を議題といたします。担当課から報告をお願いいたします。

—————〔報告…記述省略〕—————

◎教育長

報告が終わりました。何かご質問ございませんか。

○委員

助成対象となる保護者の方は、実際自分の子どもが何号に当たるのかわかるのでしょうか。

○事務局

おそらく何号という認識はされないと思います。基本的には、単純に言いますと西脇市に住民票を有する3歳から5歳までの子どもさんについて副食費の助成をするということです。

○事務局

4,000円と4,500円のどちらに該当するかは理解しておられると思いま

すが、副食費の無償化関係なしにどれに該当するのか理解しておられる保護者は少ないと思います。園のほうに説明しますので、それによって手続きが漏れるという事はありません。

○委員

園のほうから説明をしていただけるということですね。

○事務局

保護者から園に同意書を提出していただきまして、同意に基づき園で代理受領ということになります。その案内は園からしていただくことになります。

○事務局

保護者は負担しません。園に立て替えて払っていただき、市が園に補助するという事です。

◎教育長

ほかにご質問がないようですので、「西脇市特定教育・保育施設等副食費助成事業実施規程の制定について」を終わります。

◎教育長

これもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。それでは、このほかに委員様方からご意見等がございましたらご発言願います。

◎教育長

ご意見ないようですので、続きまして、各所属長から諸報告がありましたら、順にお願いします。

————— [報告…記述省略] —————

◎教育長

報告が終わりました。ご質問ございませんか。

○委員

入学式は予定通りなのでしょうか。

○事務局

予定通りです。お世話になりますがよろしく願いいたします。

○委員

先日案内をいただいた、3月22日の北はりま定住自立圏連携事業特別講演会が中止ということですが、延期はされないのでしょうか。

○事務局

延期ではなく中止となりました。

○委員

プラネタコンサートはあるのでしょうか。

○事務局

現段階では、4月12日までの予定については貸館関係も中止にしております。4月14日以降については、規模にもよりますが、今後の動向によって貸館の中止を延長する可能性があります。プラネタコンサートについては、現段階では中止等の決定はしておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定次第、ホームページにアップする予定です。

◎教育長

ほかにご質問がないようですので各所属長からの報告を終わります。

◎教育長

それでは、次に「次回定例会の開催日時について」協議をお願いします。事務局から提案がございましたらお願いします。

—————〔提案説明…記述省略〕—————

————— 協 議 —————

◎教育長

それでは協議の結果、次回の定例会は4月28日（火）午後3時からと決定いたしますのでご予約をお願いいたします。

◎教育長

これもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

————— 閉 会 —————

この会議録は、会議の事実と相違ないことを認め、西脇市教育委員会  
会議規則第17条第2項の規定により、次に署名します。

令和2年4月28日

西 脇 市 教 育 長

西脇市教育委員会 委 員

西脇市教育委員会 委 員

会 議 録 作 成 者